**○近畿地方整備局告示第四十三号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、新宮川水系熊野川及び相野谷川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び紀南河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第三十二号、平成十八年近畿地方整備局告示第百十五号は、廃止する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

**○近畿地方整備局告示第四十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十四号 | 城陽市寺田塚本一四一番一から同市寺田大林三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十九年三月二十一日

**○四国地方整備局告示第二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第百二十四号松山広域都市計画道路事業

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○四国地方整備局告示第二十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第六百六十八号徳島東部都市計画道路事業

三・四・十号東吉野町北沖洲線

三　事業施行期間　自平成九年三月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第七百三号徳島東部都市計画道路事業三・四・百十七号石井南島線

三　事業施行期間　自平成十年三月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 松浦市調川町下免字北久保一三二八番一から同市調川町下免字太郎浦一五八五番一まで | 前 | 八四・五〇～九七・六〇（メートル） | 〇・〇二四（キロメートル） |
| | 後 | 八四・五〇～一〇〇・六〇 | 〇・〇二四 |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

**○北海道開発局告示第六十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 石狩市厚田区厚田一二番二から同市厚田区厚田一四番二まで | 前 | 二三・二七～二八・三四（メートル） | 〇・〇六八（キロメートル） |
| | 後 | 二三・二七～九六・六四 | 〇・〇六八 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

**○北海道開発局告示第六十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道目梨郡羅臼町礼文町九番一地内 | 前 | 二二・〇五～六二・九〇（メートル） | 〇・〇八六（キロメートル） |
| | 後 | 二二・〇五～九四・九四 | 〇・〇八六 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部